

返 戻 金 制 度

1. 当社が紹介した求職者が、専ら求人者の事情により退職に至った場合、いったん受領した紹介手数料は返却しません。なお、当該退職が求人者による紹介手数料の支払い前であっても、求人者の支払い債務は消滅しないものとします。

2. 当社が紹介した求職者が、採用日から3カ月以内に専ら本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、紹介手数料の2分の1相当額を当社から求人者に返還するものとします。

許可番号 13-ユ-010950

事業所の名称 フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター4階